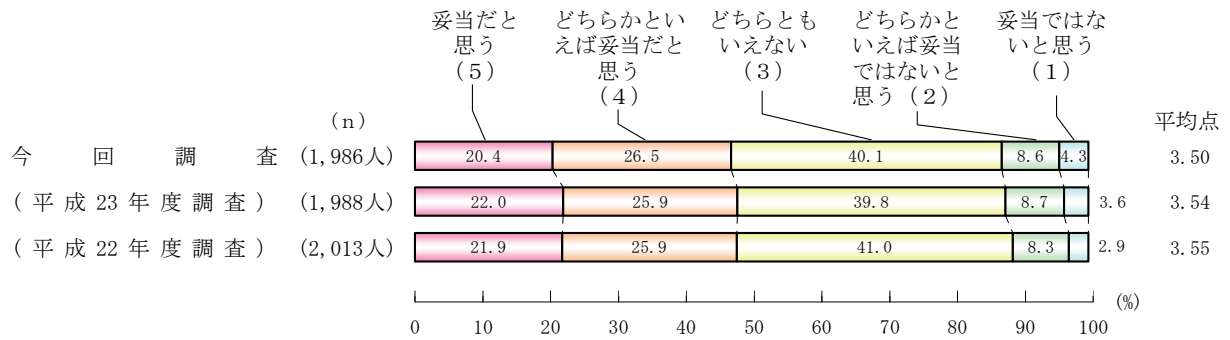


10 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）

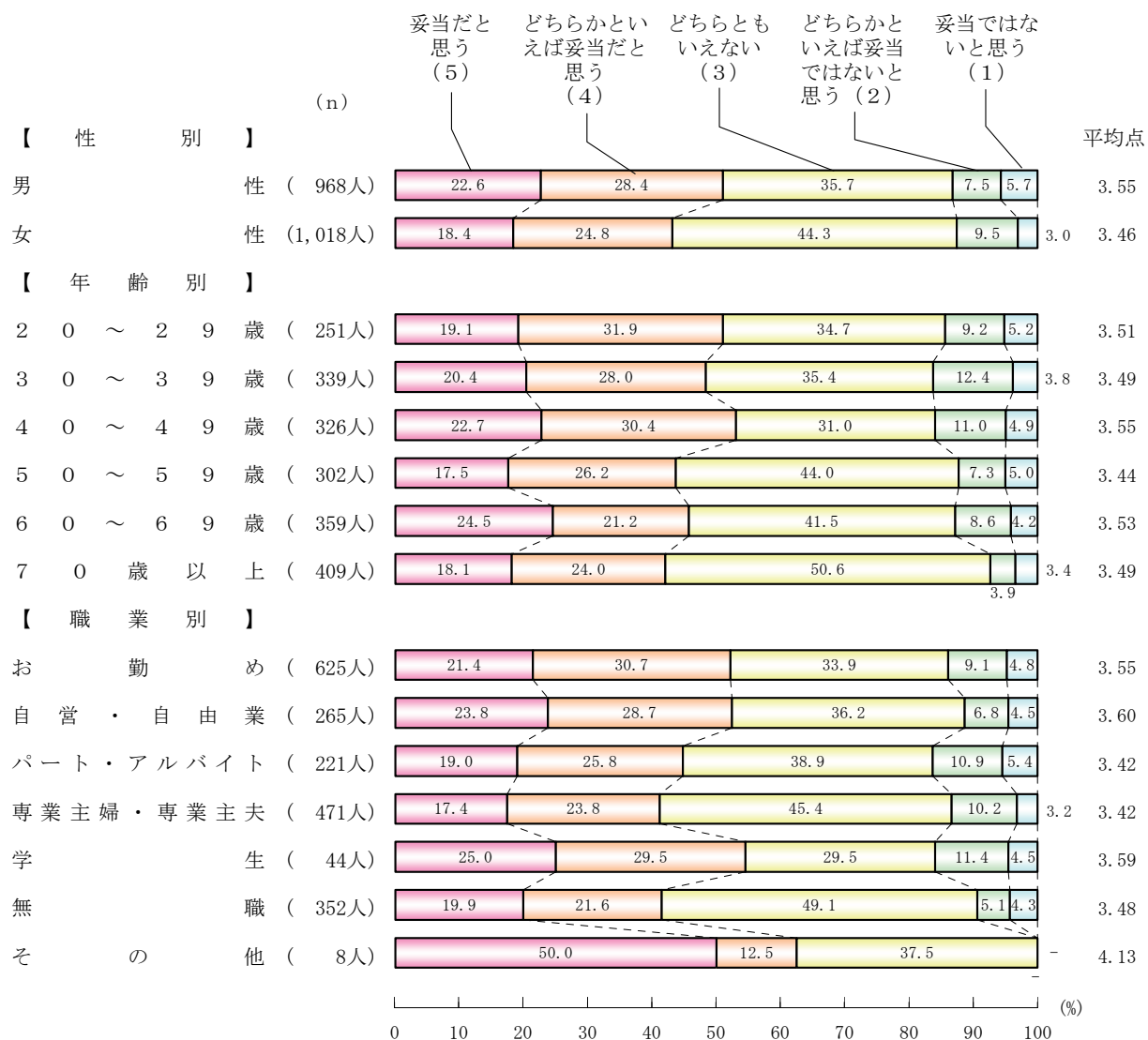
【資料1】 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、裁判官のみの裁判では32.2%であるのに対し、裁判員裁判では56.9%となっています。

Q10【回答票10】 裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。



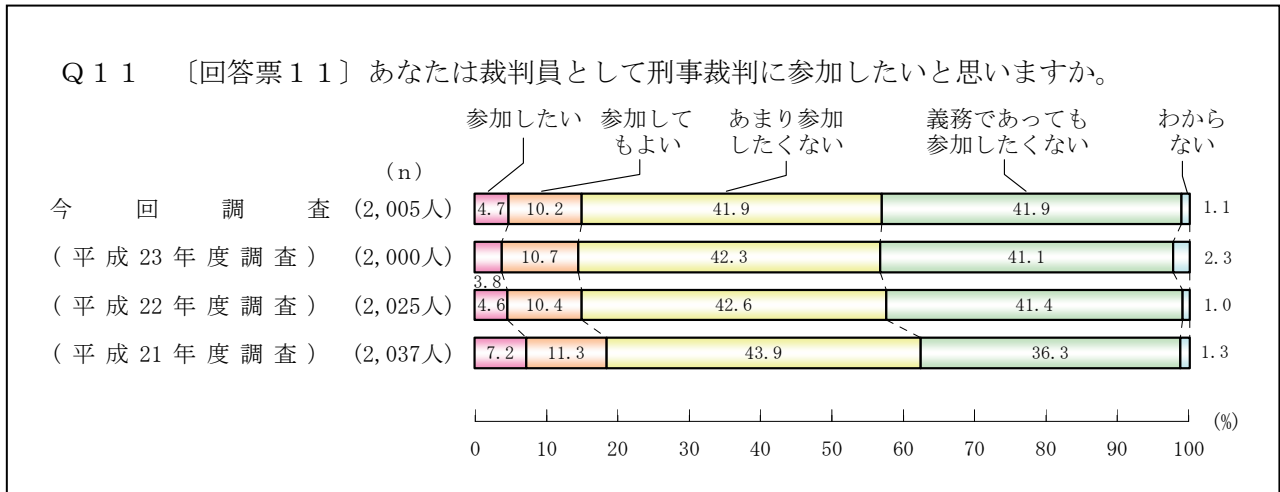
裁判員裁判で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より多くなっていることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は47.0%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は12.9%である。

(注) 裁判官のみの裁判 32.2% = 平成18年1月1日から平成21年5月20日までの判決宣告分の数値
 裁判員裁判 56.9% = 裁判員法施行から平成24年10月31日までの判決宣告分の数値

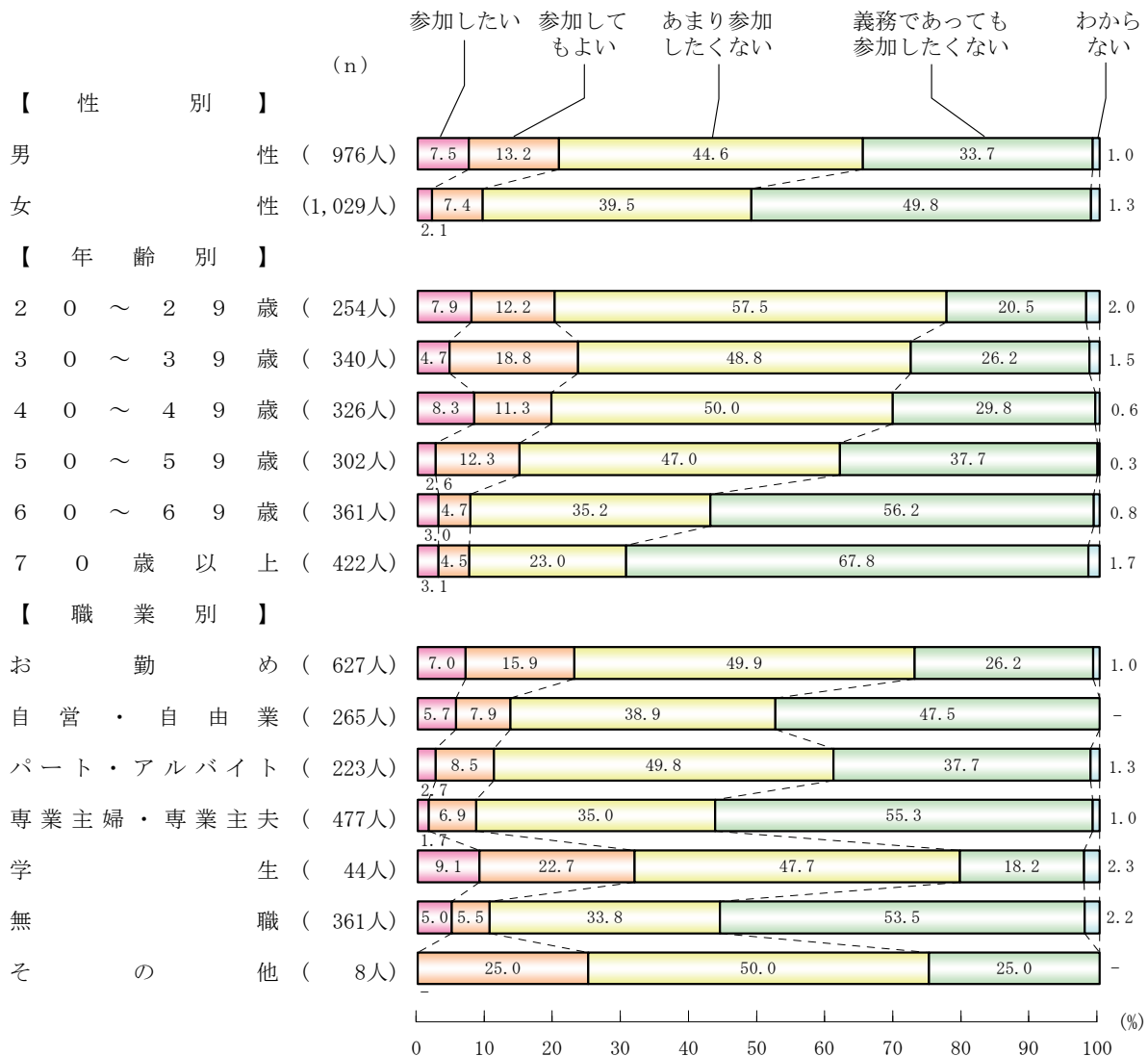


裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、40代が最も高く、職業別では、学生が最も高くなっている。

11 裁判員として刑事裁判に参加したいか



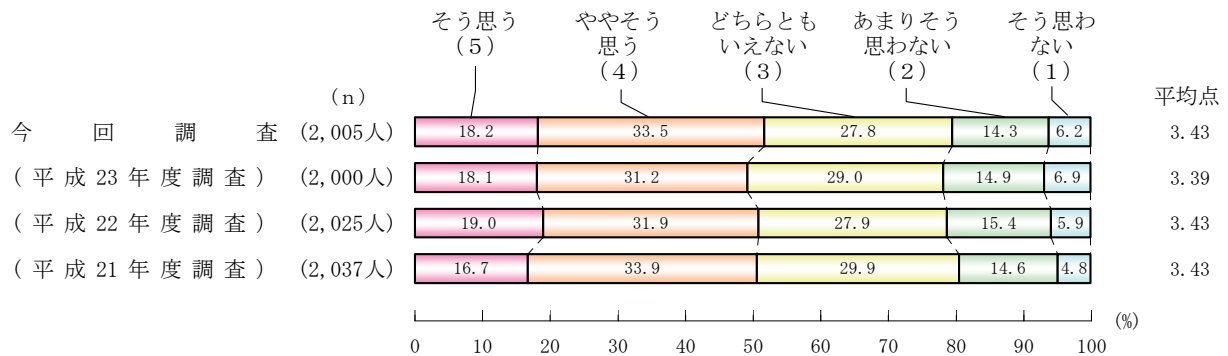
裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が4.7%、「参加してもよい」が10.2%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が41.9%、「義務であっても参加したくない」が41.9%である。



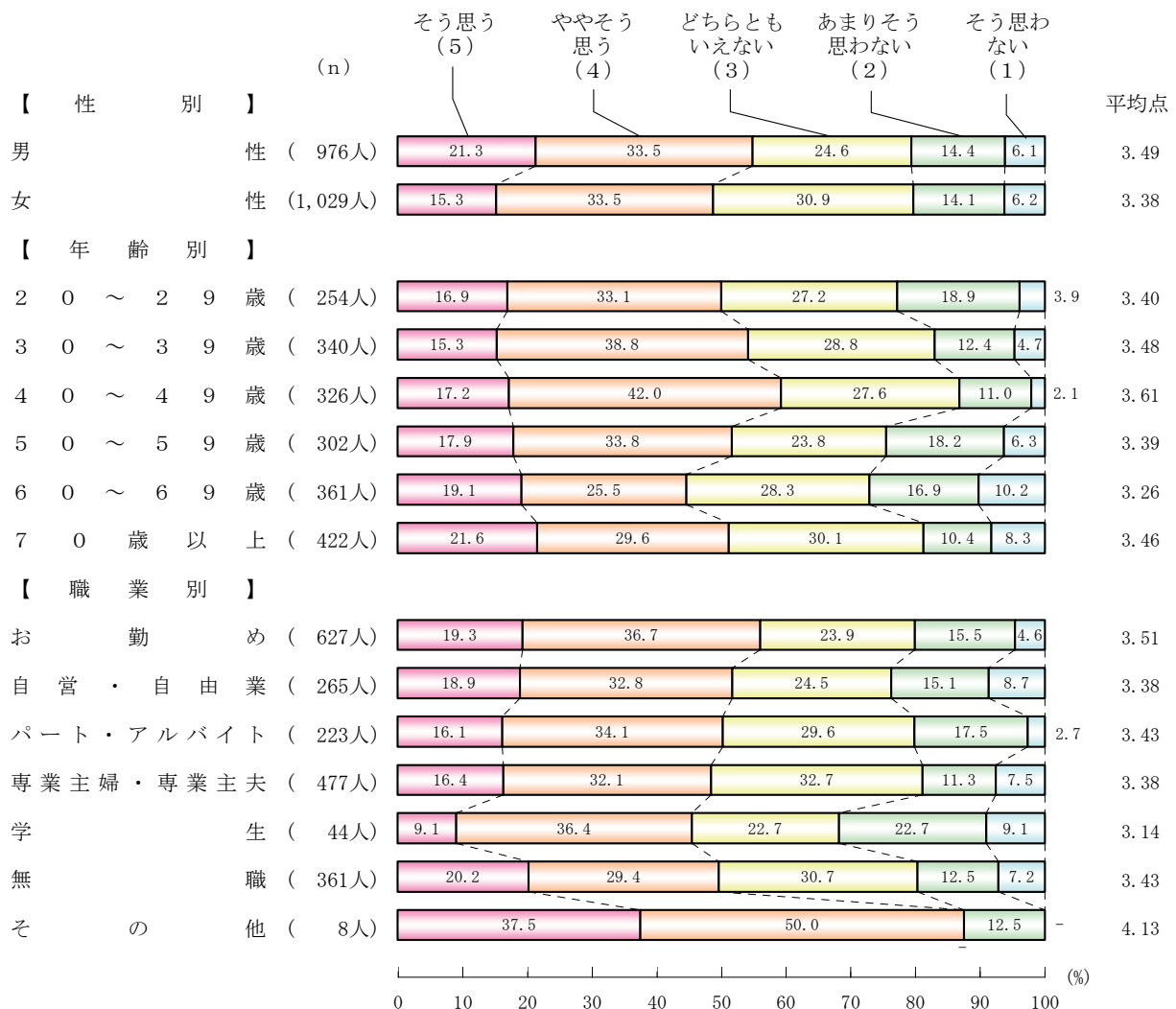
「参加したい」、「参加してもよい」と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、30代が最も高く、職業別では、学生が最も高くなっている。

1 2 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 2 「回答票 1 2」刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

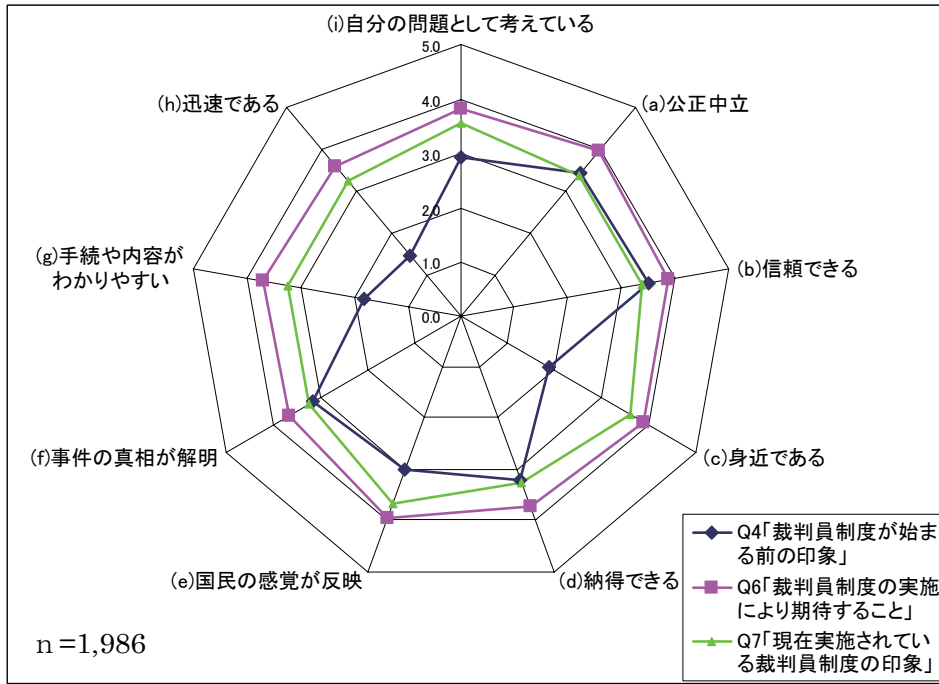


刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 51.7%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 20.4%である。



『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性が高くなっている。年齢別では、40代が最も高く、職業別では、お勤めが最も高くなっている。

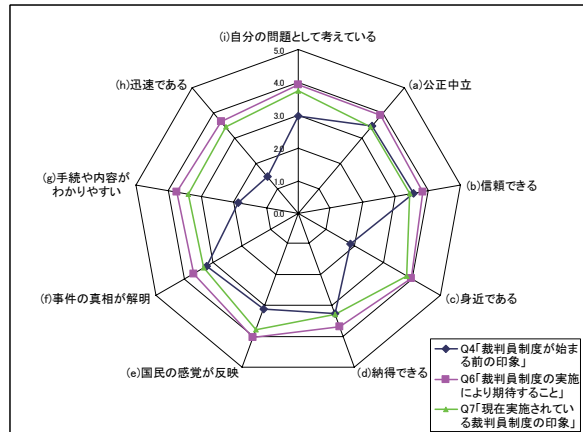
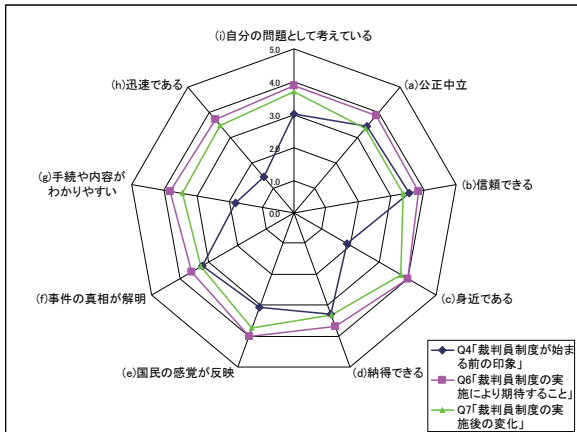
1.3 制度開始前・実施への期待・実施後の変化



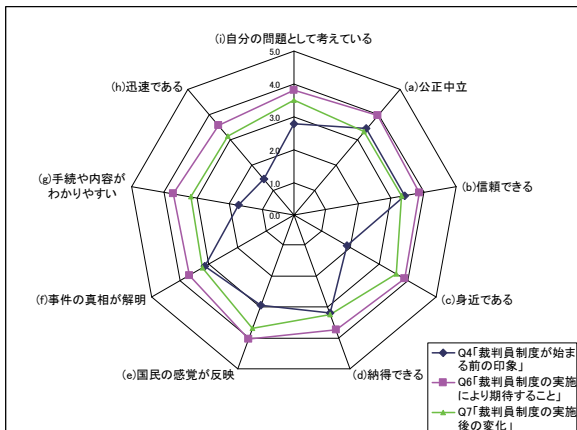
Q4：「裁判員制度が始まる前の印象」、Q6：「裁判員制度の実施により期待すること」、Q7：「現在実施されている裁判員制度の印象」の各問の9項目それぞれの点数を比較してみると、「(c)身近である」、「(g)手続や内容がわかりやすい」、「(h)迅速である」はQ4よりもQ6、Q7の点数が目立って高くなっている。

(平成21年度調査結果)

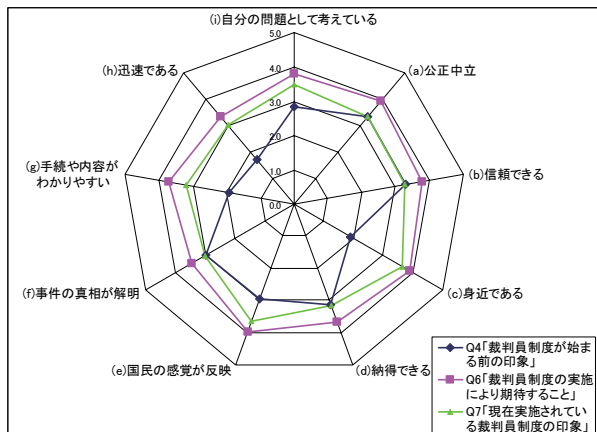
(平成22年度調査結果)



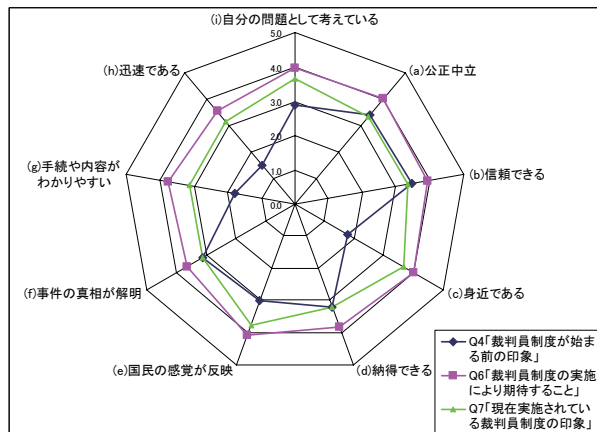
(平成23年度調査結果)



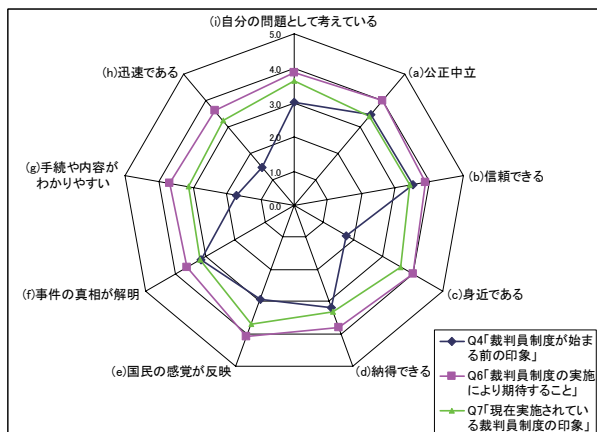
20代



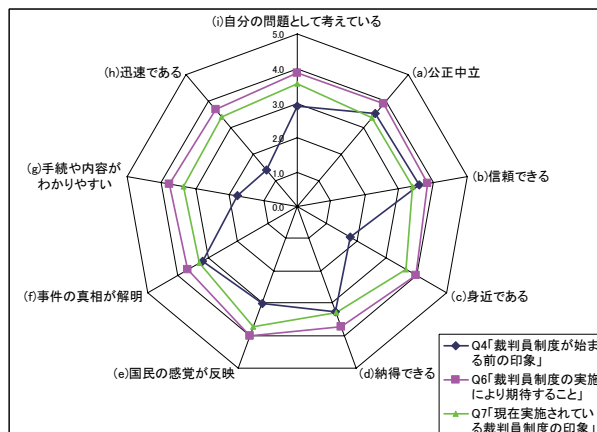
30代



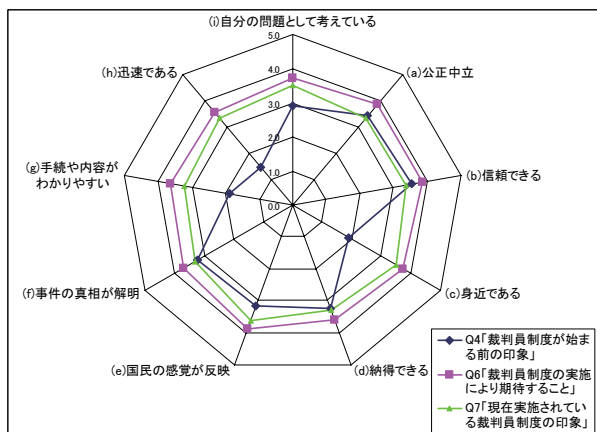
40代



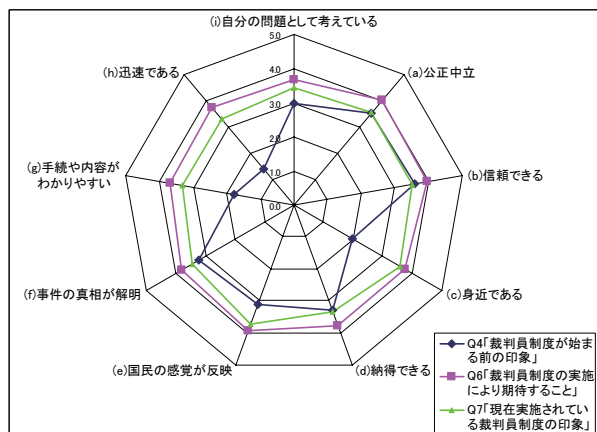
50代



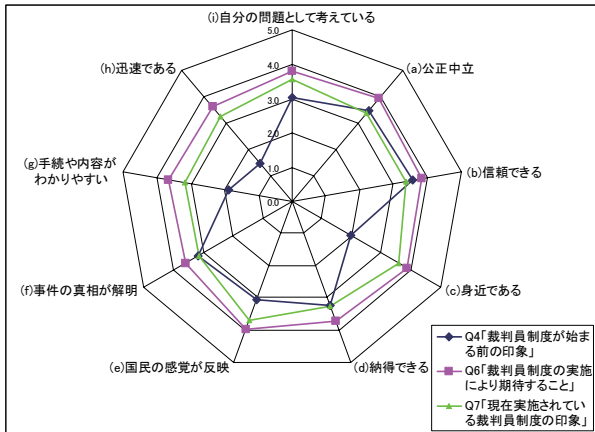
60代



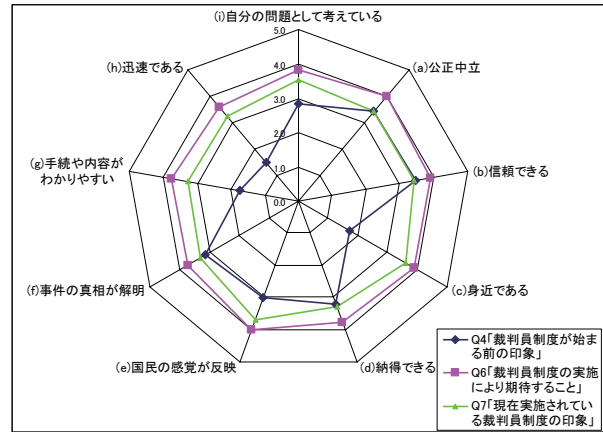
70歳以上



男性



女性



年齢別・性別にみた場合も、「(c)身近である」、「(g)手続や内容がわかりやすい」、「(h)迅速である」はQ4よりもQ6、Q7の点数が目立って高くなっている。

Ⅲ 調査票（付：単純集計結果）

Ⅲ 調査票（付：単純集計表）

裁判員制度の運用に関する意識調査

平成 25 年 1 月

Q 1 【回答票 1】あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。
 (a) ～ (c) の各項目ごとに「知っている」「知らない」のいずれかをお答えください。

		知っている	知らない
(a)	裁判員制度が実施されている	98.5	1.5
(b)	裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である	97.0	3.0
(c)	選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある	94.5	5.5

※ (a) ～ (c) ですべて「2 知らない」と回答した人は、6 ページの Q 1 1 へ

【Q 1 でひとつでも「1 知っている」と回答した人に Q 2 ～ Q 1 0 を聞く】

Q 2 【回答票 2】では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)

(n = 1,986)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 67.2(ア) 新聞報道 | 4.6(キ) 各種パンフレット |
| 6.9(イ) 雑誌 | 15.1(ク) 家族・友人・知人等の話 |
| 3.2(ウ) 書籍等 | 6.4(ケ) 勤務先での話 |
| 95.1(エ) テレビ報道 | 1.8(コ) 裁判員制度に関する各種説明会 |
| 12.0(オ) ラジオ報道 | 1.5 その他（具体的に) |
| 12.6(カ) インターネット | 0.2 わからない |

(M. T. = 226.6%)

Q 3 【回答票 3】 裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。

37.4(ア) 以前に比べて興味や関心が増した

1.6(イ) 以前に比べて興味や関心が減った

61.1(ウ) 特に変わらない

Q 4 【回答票 4】 あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。まず、「(a) 公正中立である」についてはどうですか。 [以下(b)～(i)について聞く]

		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a)	公正中立である	17.9	25.9	41.1	11.9	3.1	3.44
(b)	信頼できる	16.9	32.7	37.4	10.5	2.6	3.51
(c)	裁判所や司法は近づき難い印象がある	48.6	28.4	14.6	6.2	2.2	1.85
(d)	納得できる裁判(判断)が行われている	8.2	26.0	48.4	13.6	3.9	3.21
(e)	国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている	5.9	20.4	49.3	18.8	5.5	3.02
(f)	事件の真相が解明されている	7.0	27.1	44.2	16.9	4.8	3.15
(g)	裁判の手続や内容が難しい、わかりにくい	49.7	27.5	17.5	3.7	1.6	1.80
(h)	裁判に時間がかかる	69.9	16.7	11.0	1.7	0.7	1.46
(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている	7.9	19.8	39.4	22.8	10.1	2.93

Q 5 【回答票 5】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 64.2(ア) 新聞報道 | 1.1(ク) 裁判傍聴 |
| 7.9(イ) 雑誌 | 10.2(ケ) 家族・友人・知人等の話 |
| 4.6(ウ) 書籍等 | 3.6(コ) 勤務先での話 |
| 88.6(エ) テレビ報道 | 4.4(サ) 専門家、識者等の話 |
| 10.8(オ) ラジオ報道 | 3.9(シ) 特に原因はなく、自分でそのように考えた |
| 12.6(カ) インターネット | 0.6 その他(具体的に) |
| 2.1(キ) 裁判への関与 | 0.5 わからない |

(M. T. = 215.1%)

Q 6 【回答票 6】あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。
まず、「(a) 裁判がより公正中立なものになる」についてはどうですか。〔以下(b)～(i)について聞く〕

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a) 裁判がより公正中立なものになる	36.6	32.7	22.6	6.4	1.8	3.96
(b) 裁判がより信頼できるものになる	31.8	34.0	25.1	7.3	1.7	3.87
(c) 裁判所や司法が身近になる	30.4	38.9	21.5	6.4	2.8	3.88
(d) 裁判の結果(判断)がより納得できるものになる	24.3	35.0	32.2	6.0	2.5	3.73
(e) 裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなる	31.0	41.5	22.8	3.2	1.5	3.97
(f) 事件の真相がより解明される	24.8	29.9	34.0	8.4	3.0	3.65
(g) 裁判の手続や内容がわかりやすくなる	25.8	31.9	30.9	8.8	2.6	3.70
(h) 裁判が迅速になる	25.2	27.5	32.3	10.7	4.3	3.59
(i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	25.8	40.0	26.3	5.3	2.6	3.81

Q7 【回答票7】あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。まず、「(a) 裁判がより公正中立なものになった」についてはどうですか。〔以下(b)～(i)について聞く〕

		そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	そう思わない	平均点
(a)	裁判がより公正中立なものになった	9.6	33.7	45.7	8.3	2.7	3.39
(b)	裁判がより信頼できるものになった	8.5	35.5	44.8	8.8	2.4	3.39
(c)	裁判所や司法が身近になった	15.6	42.3	29.9	9.6	2.6	3.59
(d)	裁判の結果(判断)がより納得できるものになった	6.6	28.1	52.7	9.5	3.0	3.26
(e)	裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなった	16.1	44.6	31.2	6.9	1.3	3.67
(f)	事件の真相がより解明されている	7.6	26.5	51.0	11.5	3.4	3.23
(g)	裁判の手続や内容がわかりやすくなった	8.0	27.8	47.1	13.1	4.0	3.23
(h)	裁判が迅速になった	9.0	29.8	41.9	14.6	4.7	3.24
(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	14.0	40.1	34.6	8.4	2.8	3.54

Q8 【回答票8】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 64.5(ア) 新聞報道 | 1.0(ク) 裁判傍聴 |
| 7.4(イ) 雑誌 | 12.0(ケ) 家族・友人・知人等の話 |
| 3.7(ウ) 書籍等 | 3.8(コ) 勤務先での話 |
| 88.9(エ) テレビ報道 | 3.4(サ) 専門家、識者等の話 |
| 11.1(オ) ラジオ報道 | 4.2(シ) 特に原因はなく、自分でそのように考えた |
| 13.5(カ) インターネット | 0.7 その他(具体的に) |
| 1.5(キ) 裁判への関与 | 0.3 わからない |

(M. T. = 215.9%)

Q 9 【回答票 9】あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。

(M. A.)

- 76.2(ア) 自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる
- 61.6(イ) 素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある
- 50.8(ウ) 専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない
- 47.5(エ) 冷静に判断できる自信がない
- 47.0(オ) 被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある
- 31.9(カ) 裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない
- 40.8(キ) 裁判に参加することで仕事に支障が生じる
- 19.6(ク) 裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる
- 4.2(ケ) 特にない
- 1.5 その他（具体的に)
- 0.8 わからない

(M. T. = 381.9%)

Q 1 0 (調査員注：対象者に資料 1 をよく読んでもらってから質問をする)

【資料 1】刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、裁判官のみの裁判では32.2%であるのに対し、裁判員裁判では56.9%となっています。

【回答票 1 0】裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。

- 20.4(ア) 妥当だと思う
- 26.5(イ) どちらかといえば妥当だと思う
- 40.1(ウ) どちらともいえない
- 8.6(エ) どちらかといえば妥当ではないと思う
- 4.3(オ) 妥当ではないと思う

(平均点 3.50)

(全員に)

Q 1 1 【回答票 1 1】あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。

4.7(ア) 参加したい

10.2(イ) 参加してもよい

41.9(ウ) あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない

41.9(エ) 義務であっても参加したくない

1.1 わからない

Q 1 2 【回答票 1 2】刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

18.2(ア) そう思う

33.5(イ) ややそう思う

27.8(ウ) どちらともいえない

14.3(エ) あまりそう思わない

6.2(オ) そう思わない

(平均点 3.43)

最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。

《フェース・シート》

F 1 【 性 】 (調査員判断)

48.7 男 性

51.3 女 性

F 2 【年 齢】あなたのお年は満でいくつですか。

12.7 20～29 歳

17.0 30～39 歳

16.3 40～49 歳

15.1 50～59 歳

18.0 60～69 歳

21.0 70 歳以上

F 3 【職 業】〔回答票 1 3〕あなたのご職業をお聞かせください。この中から当てはまるものを1つ選んでください。

- 31.3(ア) お勤め (公務員・会社経営者を含む)
- 13.2(イ) 自営・自由業
- 11.1(ウ) パート・アルバイト
- 23.8(エ) 専業主婦・専業主夫
- 2.2(オ) 学 生
- 18.0(カ) 無 職
- 0.4 その他 (具体的に)

以上で面接調査は終了です。
ご協力ありがとうございました。

標本抽出方法

母集団：全国の市区町村に居住する満20歳以上の者

目標回収数：2,000人

地点数：125地点

抽出方法：層化2段無作為抽出法

〔層化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の11地区に分類した。

(地区)

北海道地区＝北海道	(1道)
東北地区＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	(6県)
関東地区＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県	(1都6県)
北陸地区＝新潟県、富山県、石川県、福井県	(4県)
東山地区＝山梨県、長野県、岐阜県	(3県)
東海地区＝静岡県、愛知県、三重県	(3県)
近畿地区＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	(2府4県)
中国地区＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	(5県)
四国地区＝徳島県、香川県、愛媛県、高知県	(4県)
北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	(4県)
南九州地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	(4県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように25分類しそれぞれを第1次層として、計65層とした。

○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

○ 人口20万人以上の都市

○ 人口10万人以上の都市

○ 人口10万人未満の都市

○ 町村

（注）ここでいう都市とは、平成24年4月1日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく平成24年3月31日現在の人口による。

〔目標回収数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における母集団数（平成24年3月31日現在の20歳以上人口）の大きさにより目標回収数及び調査地点数を配分した。

〔抽出〕

1. 第1次抽出単位となる調査地点として、平成22年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成22年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、性別年代別人口構成に応じて設定された目標回収数に達するまで行った。